

四日市市告示第346号

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年 7月24日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年四日市市告示第465号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）			
四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業対象種目			
（単位：円）			
種目	対象者	性能	基準額
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用できるもの（手すりをつけることができる。）	<u>4,810</u>
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	<u>21,170</u>
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	<u>163,300</u>
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	<u>166,320</u>

歩行支援用具	下肢が不自由な者	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。</p> <p>ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの</p>	<u>64,800</u>
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	<u>97,200</u>
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	<u>72,360</u>
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を交換させるのに容易に使用できるもの	<u>16,200</u>
車いす(電動以外)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	<u>76,030</u>
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	<u>13,130</u>
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	<u>60,910</u>

クールベスト	体温調節が著しく困難な者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	<u>21,600</u>
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	<u>40,820</u>
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	<u>38,880</u>
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	<u>170,100</u>
<u>ストーマ装具 (蓄便袋)</u>	<u>人工肛門を 増設した者</u>	<u>小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの</u>	<u>111,460</u>
<u>ストーマ装具 (蓄尿袋)</u>	<u>人工膀胱を 増設した者</u>	<u>小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの</u>	<u>146,450</u>
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	<u>126,360</u>

改正前

別表第1（第2条、第3条関係）

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業対象種目

（単位：円）

種目	対象者	性能	基準額
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用できるもの（手すりをつけることができる。）	<u>4,450</u>
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	<u>19,600</u>
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	<u>151,200</u>
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	<u>154,000</u>
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	<u>60,000</u>
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児	<u>90,000</u>

		慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	<u>67,000</u>
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を交換させるのに容易に使用できるもの	<u>15,000</u>
車いす（電動以外）	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	<u>70,400</u>
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	<u>12,160</u>
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	<u>56,400</u>
クールベスト	体温調節が著しく困難な者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	<u>20,000</u>
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	<u>37,800</u>
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	<u>36,000</u>

	る者		
パルスオキシ メーター	人工呼吸器 の装着が必 要な者	呼吸状態を継続的にモニタリン グすることが可能な機能を有 し、介助者等が容易に使用し得 るもの	<u>157,500</u>

改正後

別表第 2（第 7 条関係）

費用負担基準

世帯の階層区分		負担基準 月額（円）	加算基準 月額（円）
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による 被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の 促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法 律第 30 条）による支援給付受給世帯	0	0
（略）			

備考（略）

改正前

別表第 2（第 7 条関係）

費用負担基準

世帯の階層区分		負担基準 月額（円）	加算基準 月額（円）
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による 被保護世帯	0	0
（略）			

備考（略）

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（こども未来部 こども保健福祉課）